



表章記号の規約

計数のない場合	-
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	...
表章単位の2分の1未満の場合	0.0,0.00

用語の説明

自然増加：出生数から死亡数を減じたもの

乳児死亡：生後1年未満の死亡

新生児死亡：生後4週未満の死亡

早期新生児死亡：生後1週未満の死亡

死産：妊娠満12週以後の死児の出産

周産期死亡：妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの

合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子供数に相当する。

この概況で使用した数値は、平成17年以前は確定数である。

都道府県及び市町村の表章は、出生は子の住所、死亡は死亡者の住所、死産は母の住所、婚姻は夫の住所、離婚は別居する前の住所による。

出生率等の諸率については、総務省統計局の資料に基づき厚生労働省で推計された人口及び島根県政策企画局統計調査課資料「平成18年島根の人口移動と推計人口」を使用しているため、今後公表される予定の国勢調査に基づく結果と異なる場合があります。